

小浜市U・Iターン地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふくい創生・人口減少対策戦略および小浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県をいう。以下同じ。）の大学（大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校を含まない。以下同じ）を卒業した学生の本市への移住定住を伴う県内就職を促進するとともに、中小企業等の人手不足の解消に資するために、予算の範囲内で小浜市と福井県が協働して行う地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業し、小浜市に移住する見込みの者に対し交付する、地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）に関して、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金は、就職活動にかかった交通費に対し、予算の範囲内において、次のとおり交付する。

- (1) 補助率 1/2
- (2) 補助上限額 15千円

※就職先企業から交通費支給がある者について交付決定等を行う場合、交付金額は、就職活動にかかった交通費から、就職先企業の支給額を差し引いた額の2分の1とする。

(交付回数)

第3条 地方就職支援金の交付は、一人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、次の各号の要件を満たす申請者に対して、予算の範囲内で地方就職支援金を支給する。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イおよびウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）または小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に所在するキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に継続して所在していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 東京圏以外の道府県または、東京圏内の条件不利地域に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、小浜市に転入（申請時に既に小浜市に住民票がある場合は移住）し、5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他、福井県または小浜市が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げるア、イおよびウに該当すること。

ア 就職先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が福井県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就職者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就職条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みであること。

(イ) 福井県への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

ウ 就職活動に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 卒業・修了年度の6月1日以降に実施される個別の採用面接または採用試験であること。

(イ) 内定日は卒業・修了年度の10月1日以降であること。

(交付の申請)

第5条 地方就職支援金の申請者は、小浜市U・Iターン地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請兼実績報告書（様式第1号）、就職先の内定先企業による内定証明書（様式第2号）、在学証明書、交通費の領収書および本人確認書類に加え、前条各号の要件を満たすことを証する書類を、内定日以降、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対して、必要な条件を付して速やかに小浜市U・Iターン地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付決定兼額の確定通知（様式第3号）により通知する。

2 審査の結果、地方就職支援金の交付を不相当と認める場合、または予算上の理由等により当該年度における地方就職支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（地方就職支援金の交付方法）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた申請者が地方就職支援金の交付を受けようとするときは、小浜市U・Iターン地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付請求書（様式第4号）に別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付請求書を受理した場合は、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が地方就職支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、小浜市U・Iターン地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付決定兼額の確定通知再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定および通知）

第9条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに小浜市U・Iターン地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付兼額の確定通知（再交付）（様式第6号）を申請者に交付する。

（報告および立入調査）

第10条 福井県および小浜市は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、報告および立入調査を求めることができる。

（地方就職支援金の返還）

第11条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額または半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、福井県および小浜市が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 転入日（申請時に既に小浜市に住民票がある場合は移住日。以下同じ。）から3年未満に小浜市から転出した場合

ウ 地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合

エ 地方就職支援金の申請日から1年以内に小浜市に転入しなかった場合（ただし、申請時

に既に小浜市に住民票がある場合を除く。)

オ 地方就職支援金の要件を満たす就職先を、就職日から1年以内に辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く。）

(2) 半額の返還

ア 転入日から3年以上5年以内に小浜市から転出した場合

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、福井県と小浜市が協議して定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。